め平成十五年度及び平成十七年度から令和四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

(2)～(18)　［略］

(19)　令和四年度減収補塡債

ア　令和四年度市場公募都市に係るもの

イ　令和四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

八　財源対策債償還費

平成十三年度から令和四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

［(1)　略］

(2)　平成十四年度において発行を許可された財源対策債（別表第一において「平成十四年度財源対策債」という。）

義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

(3)　平成十五年度財源対策債

［ア・イ　略］

［削る］

(4)　平成十六年度財源対策債

［ア・イ　略］

［削る］

［(5)～(21)　略］

(22)　令和四年度財源対策債

ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(7)　令和四年度市場公募都市に係るもの

(イ)　令和四年度市場公募都市以外の市

め平成十五年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

(3)～(19)　［同上］

［新設］

八　財源対策債償還費

平成十三年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

［(1)　同上］

(2)　平成十四年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

(7)　平成十四年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

(3)　平成十五年度財源対策債

［ア・イ　同上］

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

(4)　平成十六年度財源対策債

［ア・イ　同上］

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの

［(5)～(21)　同上］

［新設］